

日本国特許庁欧州駐在員派遣50周年記念カンファレンスを開催

2024年5月31日

JETRO デュッセルドルフ事務所

JETRO デュッセルドルフ事務所は、2024年5月23日、日本国特許庁（JPO）から欧州駐在員派遣50周年を記念して、知的財産に関するカンファレンスをミュンヘンにて開催した。本カンファレンスには、日系企業知財関係者及び日系企業をサポートしている知財実務家が多く参加した。



1974年に、JPOは初となる海外の駐在員をJETRO デュッセルドルフ事務所に派遣してから2024年で50周年を迎えた。50年の間、JPOは途切れることなく通算25名の職員をJETRO デュッセルドルフ事務所に欧州担当の知財駐在員として派遣して、欧州で活動する日系企業を知的財産の面から支援している。

本カンファレンスでは、JPOの桂正憲特許技監、眞峯伸哉ドイツ弁護士、統一特許裁判所（UPC）ミュンヘン地方部のマティアス・ツイガン裁判長から、日本と欧州における最近の知的財産の動向に関する講演が行われた。

桂特許技監からは、日本における知的財産制度の最近の法改正、スタートアップや中小企業支援に関する施策、特許審査における人工知能（AI）の活用、AI関連発明の審査に関する取組等が説明された。

眞峯弁護士からは、ドイツにおける特許権・実用新案の権利行使と統一特許裁判所（UPC）での特許権の権利行使を比較しつつ、欧州において特許出願・訴訟を行う上での留意点や戦略が紹介された。

ツイガン裁判長からは、UPCの最新の状況について、特にUPCでは審理期間は1年以内を目標としており、欧州各国の裁判所と比較しても短期間であること、訴訟では多くの

訴訟がドイツ語又は英語で行われていること等が紹介された。

2023年、欧州では、欧州委員会における知的財産関係の規則案の公表、UPCの開始を含めて、多くの知的財産制度に関する動きが見られ、世界中から注目を集めている。このような中、欧州における知的財産制度に関心のある日系企業等の活動の促進、欧州の知的財産制度に関する情報提供を通じて、欧州における適切なビジネス環境の実現に資するよう活動を行っていききたい。

(以上)